

県民全体で支える介護を目指して

沖縄県介護実習・普及センター

10月1日は福祉用具の日

記念講演会を開催

平成5年10月に施行された「福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律(福祉用具法)」により、呼び名が「福祉機器」等から「福祉用具」に統一されました。それを記念して10月1日が「福祉用具の日」として制定されました。

沖縄県介護実習・普及センターは、介護の知識や技術を普及啓発に努めていますが、福祉用具のさらなる普及を図るため、10月1日の「福祉用具の日」を記念して、講演会を左記の日程で開催します。

多くの皆様が参加していただきやすように案内します。



センターに展示されている福祉用具



福祉用具で安心安全な介護

入浴介護実習室がオープン トイレ・入浴の実習が可能に

6月29日、県総合福祉センターに入浴介護実習室がオープンし、開所式が行われました。

この実習室にはバリア(段差のある)とバリアフリーの2つの環境でトイレと浴室が再現され、それぞれの環境でトイレ介助・入浴介助を体験することができます。

また、入浴介助に関しては実際にお湯を使用しての実習も可能となりました。このことにより、より実際の介護の場面に近づけた実習ができるようになりました。

お湯を使用しての実習も可能となりました。このことにより、より実際の介護の場面に近づけた実習ができるようになりました。



オープニングセレモニーにて



入浴実習の様子

介護実習・普及センター介護教室(初) 聴覚しようがいの方が「在宅介護実習教室」を受講



介助技術のポイントを学んで



和やかな雰囲気の研修会

6月21日(火)、7月5日(火)、7月9日(土)、7月12日(火)、7月19日(火)の午後6時30分から9時の5日間、読谷村総合福祉センターにて「在宅介護実習教室」を開講しました。

この教室には、読谷村身体しようがい者協会・聴覚しようがい者部の皆さんのが受講しました。受講者18名のほか、手話通訳者3名、要約筆記者5名の協力もあり、参加者は仕事を終えた後にまかわらず、意欲に満ちたパワフルな方が集まり、終始和やかな雰囲気のなかにも真剣に講義を聞き入っていました。

受講者のなかには夫婦そろっての参加もあり、一緒に介護についての現

実問題を考えたり、「要介助者・介助者の体験」をとおし、「夫婦愛」を確かめる場面も見られました。

また、実際に施設入所中の母親の介助を体験し、その後受講された方が一言「なるほど」と表情豊かに語る場面や、在宅介護を行っている方で「介助される側の体験をしたことがなく、その人の気持ちが理解できだ」と語る姿がありました。

今回主催した読谷村聴覚しようがい者部の教室の閉講後、宜野湾市聴覚しようがい部の方々の要望により、8月7日(日)には受講生日名を対象に「介護教室」を開催することになり、県内全域で介護技術普及講座の活動範囲が広がりをみせています。



沖縄県介護実習普及センター 098-882-1484

はあとふるケア 杖歩行介助で気をつけることって何?

(事例をとおして考えてみよう。右手に杖をついている場合)

- *介助で気をつけることは、介助される方のベースに合わせる。
- *人間の歩行による身体の動きを考え、無理のない介助を心がける。
- *ズボンをつかむことは介助される方に不快感を与えることがあります。

(1)平坦な路面の場合

①杖を持っている場合

(上りの場合) 介助される方の杖をもつてない側(左側)の斜め後、介助される方と同じ方向を向いて、介助される方の杖をもつてない側(左側)の斜め前に位置し、介助される方の杖をもつてない側(左側)の斜め前に位置し、介助される方と同じ方向を向いて。

(下り場合) 介助される方の杖をもつてない側(左側)の斜め前、介助者は介助される方を向いて。

*①注意：前に立つときは歩行者の前方を妨げないように気をつける。

*②注意：手すりがある場合は、杖は介助者が持つて介助が必要な方は手すりを利用する。

②杖を持っていない場合

(上りの場合) 介助される方の杖代わりになり、右側に位置し、介助される方と同じ方向を向いて。

(下り場合) 介助される方の杖をもつてない側(左側)の斜め前、介助者は介助される方を向いて。

*①注意：前に立つときは歩行者の前方を妨げないように気をつける。

*②注意：手すりがある場合は、杖は介助者が持つて介助が必要な方は手すりを利用する。